

(9) ICT の活用推進

新型コロナウイルス感染症の拡大により臨時休業や分散登校などの措置が取られ、学校に登校できない子どもたちの学びを保障する対策として、学校と家庭をオンラインで結んだ学習活動をはじめとする ICT を活用した学習スタイルが急速に進展しました。

Society 5.0 時代においては、社会のあらゆる場所で、ICT の活用が日常のものとなり、子どもたちが、鉛筆やノートなどの文房具と同様に、スマートフォンやタブレット、パソコンなどの ICT 機器を身近なツールとして活用して学ぶことで、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現が求められています。

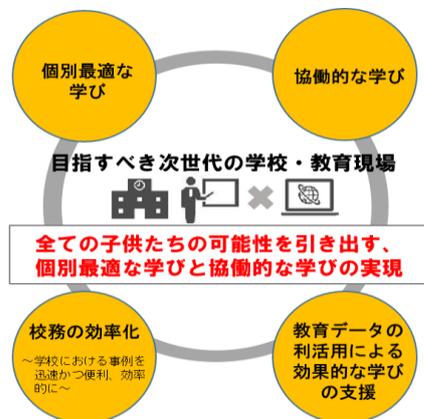
令和 2 年度から順次実施されている新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力などと同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられ、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの ICT 環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することが示されました。こうした中、国の「GIGA スクール構想」により、小・中学校においては令和 3 年 4 月から、高校においては、令和 4 年 4 月から 1 人 1 台端末の環境下での新しい学びのスタイルがスタートしました。

各学校においては、ICT 環境の充実や教員の ICT 活用指導力の向上など、ハード・ソフト・人材を一体とした ICT の環境整備を進め、教科指導等において ICT を適切に活用し、学習への興味・関心を高めることや、障がいのある子どもなどの特性に合わせた支援を行うなどして、教育の質を向上させ、子どもたちの情報活用能力の育成を図ることが必要です。

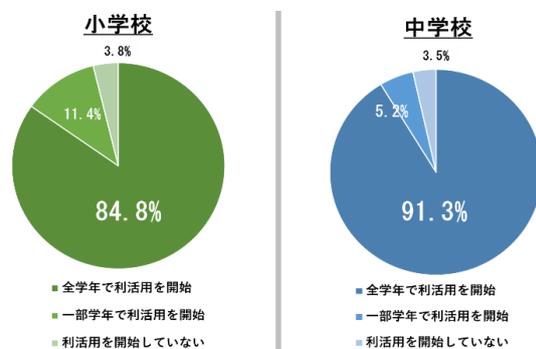
子どもたちが ICT を活用する際には、スマートフォンや SNS 等の利用によるトラブルや犯罪被害の発生、長時間利用による生活リズムの乱れが深刻な問題となっていることから、児童生徒の発達の段階に応じて、情報化社会の危険性とその対処法など、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを子どもたち自身と保護者などが正しく認識し、適切に使用することが重要です。

また、校務の情報化は、学校における校務の負担軽減を図り、教師が子どもたちと向き合う時間や教師同士が指導方法について検討し合う時間などを増やすことにつながります。

◇次世代の学校・教育現場のイメージ図



◇全国の公立小・中学校等の端末の利活用開始状況 (令和 3 年 7 月末時点)



(出典)文部科学省「端末の利活用状況等の実態調査」

(10) いじめ・不登校等の状況

平成 25 年（2013 年）に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめへの対応については、初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組まれています。いじめ重大事態については件数が増加傾向にあります。また、平成 28 年（2016 年）に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」が制定され、全ての児童生徒が安心して教育を受けられるようにすることや、不登校の児童生徒の休養の必要性を踏まえて学習支援を行うことなどが求められています。不登校の児童生徒数は依然として高水準で推移しており、憂慮すべき状況にあると言えます。

本道におけるいじめの状況は、全国と同様に認知件数は増加傾向にあります。解消率は 95% を超え、全国平均よりも高い状況になっています。これは、各学校において早期発見・早期対応に努めた結果、早期解消につながったものと考えられます。

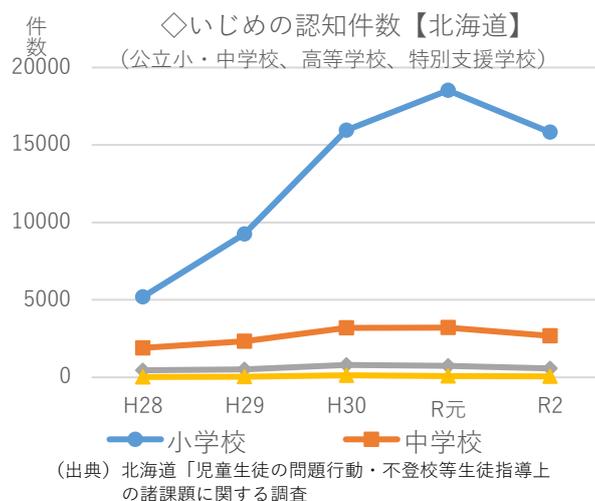
一方、初期段階で適切に対応できず、いじめが長期化・深刻化したり、いじめの重大事態となったりするケースがあり、早期発見・早期対応の一層の徹底が求められています。

このため、学校においては、いじめ防止に関する法令や道条例等を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」に基づく対応はもとより、スクールカウンセラー等や関係機関と連携した対応を進めるなど、生徒指導体制と教育相談体制の充実を図る必要があります。

いじめ防止の取組については、障がいや性自認など児童生徒一人一人に応じた対応が必要であるとともに、ネット上のいじめなどネットトラブルへの対応、新型コロナウイルス感染症の影響による差別・偏見の防止への対応など、社会の変化に応じた対応が求められており、児童生徒の命と心を守るため、家庭、地域、関係機関との連携を一層強め、いじめ根絶の取組を推進するとともに、児童生徒が互いを尊重し合い、主体的に望ましい人間関係を形成し、いじめを許さない態度等を身に付ける必要があります。

児童生徒の自殺者数の状況について、厚生労働省等の調査では、近年増加傾向にあります。各学校においては、児童生徒の命を守るため、不安や悩みを抱える児童生徒の早期発見・対応と家庭、医療・福祉等の関係機関と連携した自殺予防の取組を徹底する必要があります。

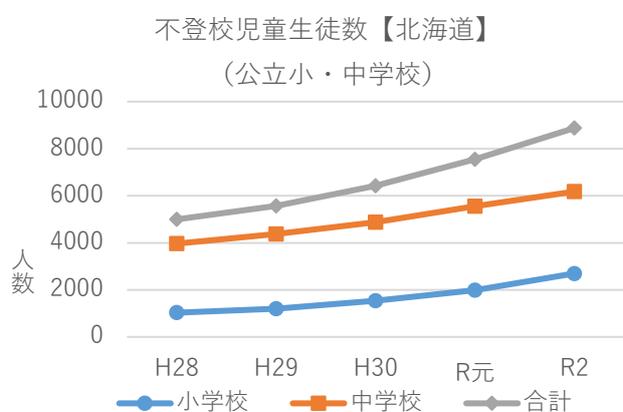
不登校児童生徒数は、小・中学校では全国と同様、増加傾向が見られ、その割合も全国平均よりも高くなっています。また、不登校の期間の長期化や、小学 6 年から中学 1 年に進学した段階で不登校となる、いわゆる「中 1 ギャップ」の課題も見られます。



77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102

不登校児童生徒への支援に当たっては、学校に登校するという結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立への意欲を向上させることができるよう、各学校においては、全ての児童生徒が学校で安心して学ぶことができる「居場所づくり」「絆づくり」を促進するとともに、一人一人の状況に応じて、市町村の教育支援センターや民間の施設等と連携し、ICTの活用などにより教育機会を確保することも必要です。

また、新型コロナウイルスの感染回避のため登校しない児童生徒もおり、各学校は、こうした感染症への不安等により出席しない児童生徒に対しても、学習機会の保障や教育相談の実施などの支援を行うことが必要です。



(出典) 北海道「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」



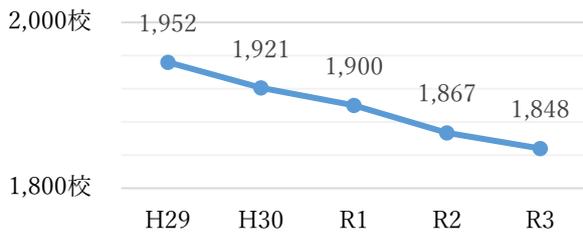
(出典) 北海道「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(11) 学校や教員を取り巻く状況

少子化の進行に伴い、本道においても学校数や学級数が減少し、子どもたちの指導に当たる教員の数も減少傾向にあります。

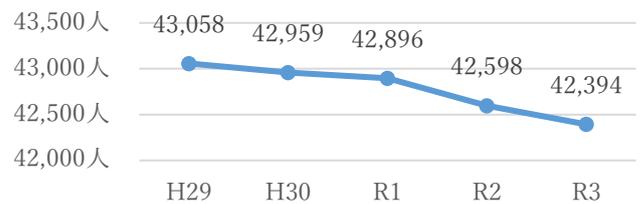
特に近年の学校現場は、児童生徒数の多い時代に採用された教員の大量退職期を迎えており、それに代わって多くの新規採用者を必要としています。学校の職場環境への不安などから教員を目指す者が少なくなっており、持続的な学校教育の提供が危ぶまれる状況にあります。

◇公立学校数（小・中・高・特）の推移



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

◇公立学校（小・中・高・特）の教員数の推移



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

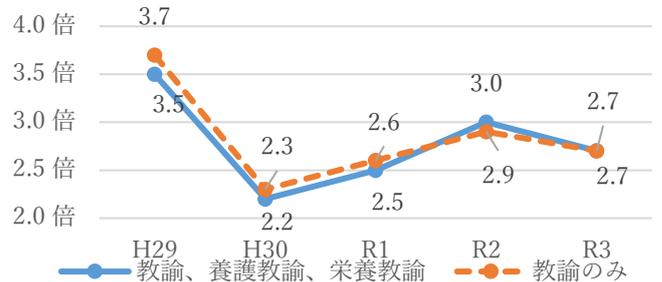
こうした危機的な状況においても、本道が活気に満ち、将来にわたって発展し続けていくためには、子どもたちの可能性を最大限に伸張させることが重要であり、より質の高い教育を継続的に提供できるよう、教員が強い使命感や豊かな社会性、実践的な指導力など、教員育成指標に示す資質・能力を十分に備えるとともに、各学校において持てる力を存分に発揮できる職場環境を実現する必要があります。

このため、教員の養成に当たっては、高等教育機関と緊密に連携しながら、学生・教員一人一人が継続的に知識・技能を習得し、資質・能力の向上を図ることが重要です。

また、本道の広域分散型の地理的特性を踏まえ、オンライン研修を拡充するなど、引き続き研修計画の不断の見直しや多様な専門性を有する指導体制の構築を進めるとともに、研修の個別最適化や教員同士の協働的な学びの充実を図っていく必要があります。

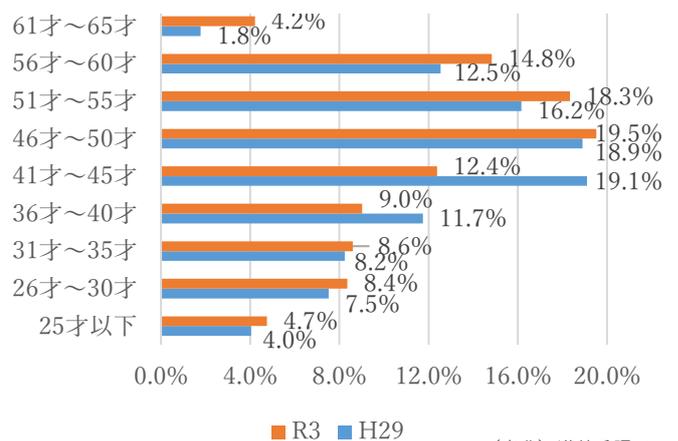
一方で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を実現するため、同一学校での長年勤務の解消や都市と郡部との間における年齢構成の格差是正など、人事配置の適正化を図るほか、教員採用選考検査の受検者数について

◇教員採用選考検査受検倍率の推移



(出典) 道教委調べ

◇教員（小・中学校、高等学校及び特別支援学校）の年齢構成比

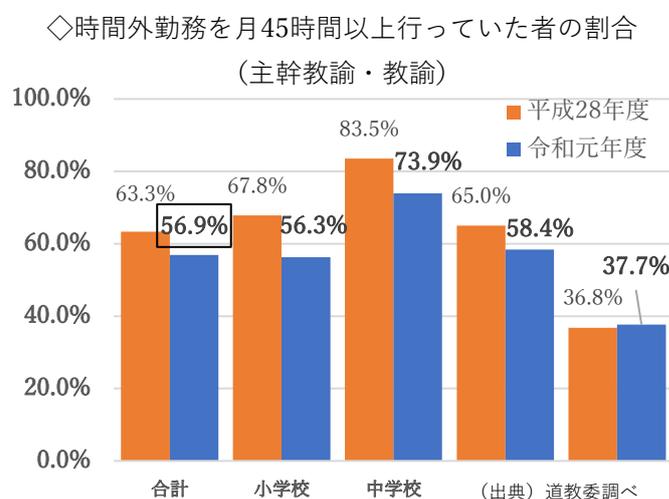
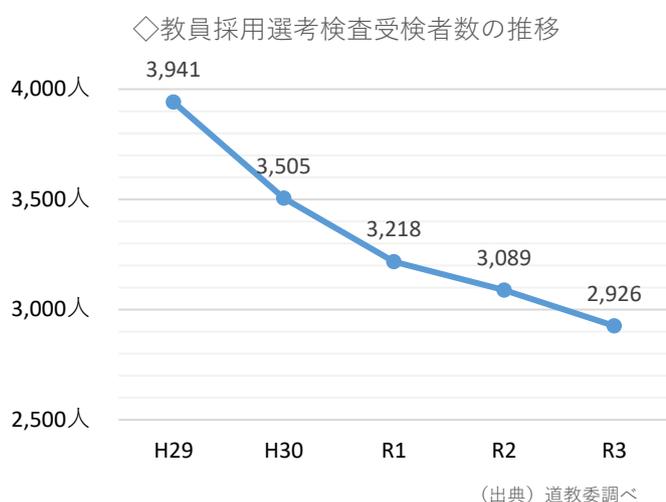


(出典) 道教委調べ

134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160

は、平成 29 年度の 3,941 人に対し、令和 3 年度が 2,926 人と減少傾向であることに強い危機感を持ち、教職の魅力に対する理解増進と学校における働き方改革を積極的に推進し、教員志望者の増加に繋げていかなければなりません。

特に働き方改革については、本道においても月 45 時間以上の時間外勤務を行う教員の割合が 56.9% に上っており、大きな課題となっています。このため、子どもと向き合う時間の確保など、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に向けて、働き方改革の手引の作成をはじめ、推進校による実践研究の推進と好事例の普及、出退勤管理システムの導入、教員の業務を支援するスクール・サポート・スタッフの配置等に取り組んでいますが、未だ多くの教職員が長時間勤務となっている状況を踏まえ、より積極的に取組を進めていく必要があります。



(12) 学びのセーフティネットの状況

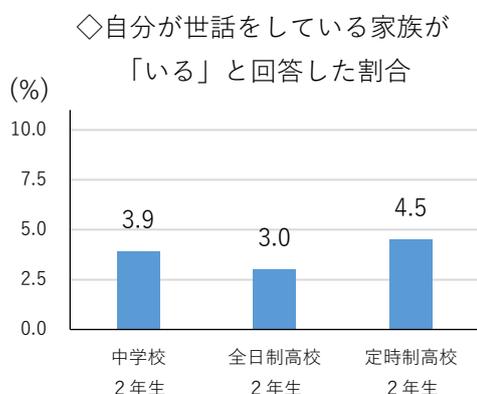
令和元年（2019年）6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」においては、教育の支援について、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化され、子どもの「将来」だけでなく「現在」における貧困対策を総合的に推進することが求められています。

こうしたことから、子どもの生まれ育った地域・環境によって左右されることのないよう、就学援助制度などの切れ目ない経済的支援により全ての児童・生徒が安心して就学できる環境づくりや、学齢期に様々な事情や病気などの理由で義務教育を十分に受けることができなかつた方々などに対する夜間中学などの多様な学習機会の提供等により、教育の機会を確保することが必要です。

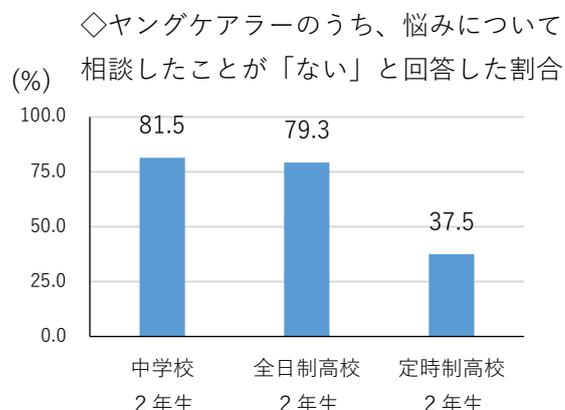
また、生徒指導に関する調査によると、道内高校の中途退学者数は減少傾向にあり、平成28年度からの5年間の中退率は1.2～1.6%の割合で推移していますが、中途退学者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない現状にあり、高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援が必要です。



少子高齢化や核家族化の進行等を背景に、児童生徒が家事や家族の世話について、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーが、道の実態調査では道内の中学・高校生で約4%確認されており、このうち自分が困っていることなどを相談した経験が「ない」生徒は約8割となっています。また、家庭の経済的な理由等で生理用品を購入できない児童生徒がいるという「生理の貧困」問題もあり、これらの問題は表面化しにくい傾向にあるため、子どもと接する時間が長く、ヤングケアラー等を発見しやすいとされる学校において、ヤングケアラー等に対する教員の理解をより深めるとともに、市町村の福祉担当部局などの関係機関と連携し、一人一人の子どもの実情に応じた支援を行うことが必要です。



(出典) 北海道保健福祉部「ケアラー支援に関する実態調査」



(出典) 北海道保健福祉部「ケアラー支援に関する実態調査」